

株式会社 確認サービス

■建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る評価料金表（課税対象）

対象建築物等：一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物、複合建築物

◆ 一戸建ての住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-1)

(税込) 単位：円

	併願申請がない場合	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
一戸建ての住宅※1	33,000	6,000	16,000

◆ 併用住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-2)

(税込) 単位：円

		併願申請がない場合	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
併用住宅※2	住戸のみ	33,000	6,000	16,000
	建築物全体	102,000	6,000 ※6	72,000

◆ 共同住宅・長屋（複合建築物を除く）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-3)

(税込) 単位：円

評価対象建築物の全戸数			併願申請がない場合	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
共同住宅・長屋	2戸	住戸のみ	$33,000 \times M$	3,000 × M ただし、建築物全体の評価書が必要な場合は、3,000を追加する。※7	$17,000 \times M$
		建築物全体	143,000		110,000
	3戸	住戸のみ	$77,000 + 3,000 \times M$		$33,000 + 3,000 \times M$
		建築物全体	$154,000 + 3,000 \times M$		$110,000 + 3,000 \times M$
	~9戸	住戸のみ	$88,000 + 3,000 \times M$		$44,000 + 3,000 \times M$
		建築物全体	$198,000 + 3,000 \times M$		$154,000 + 3,000 \times M$
	10戸	住戸のみ	$99,000 + 3,000 \times M$		$55,000 + 3,000 \times M$
		建築物全体	$209,000 + 3,000 \times M$		$165,000 + 3,000 \times M$
	~19戸	住戸のみ	$110,000 + 3,000 \times M$		$55,000 + 3,000 \times M$
		建築物全体	$220,000 + 3,000 \times M$		$165,000 + 3,000 \times M$
	30戸	住戸のみ	$121,000 + 3,000 \times M$		$55,000 + 3,000 \times M$
		建築物全体	$231,000 + 3,000 \times M$		$165,000 + 3,000 \times M$
	~49戸	住戸のみ	$132,000 + 3,000 \times M$		$66,000 + 3,000 \times M$
		建築物全体	$242,000 + 3,000 \times M$		$176,000 + 3,000 \times M$
50戸	住戸のみ	$132,000 + 3,000 \times M$	$66,000 + 3,000 \times M$		
	建築物全体	$242,000 + 3,000 \times M$	$176,000 + 3,000 \times M$		
~59戸	住戸のみ	$132,000 + 3,000 \times M$	$66,000 + 3,000 \times M$		
	建築物全体	$242,000 + 3,000 \times M$	$176,000 + 3,000 \times M$		
60戸以上	住戸のみ、建築物全体とも別途見積				

◆ 非住宅建築物（複合建築物を除く）

当社への建築確認の併願申請がある建築物の評価手数料は以下の表内の価格とします。単独申請（他機関で建築確認を申請）の場合は表内の価格×1.5倍の額とします。

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-4）

（税込）単位：円

用途	標準入力法・主要室入力法				モデル建物法			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
評価対象面積	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※5	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※5
0㎡ ～2,000㎡未満	462,000	418,000	330,000	11,000	220,000	198,000	88,000	11,000
2,000㎡以上 ～3,000㎡未満	506,000	440,000	352,000		242,000	220,000	110,000	
3,000㎡以上 ～4,000㎡未満	528,000	462,000	374,000		264,000	242,000	132,000	
4,000㎡以上 ～5,000㎡未満	550,000	484,000	396,000		286,000	264,000	154,000	
5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	770,000	660,000	440,000		330,000	308,000	198,000	
10,000㎡以上 ～20,000㎡未満	880,000	770,000	528,000		385,000	330,000	220,000	
20,000㎡以上 ～50,000㎡未満	990,000	880,000	616,000		440,000	385,000	264,000	
50,000㎡以上 ～100,000㎡未満	1,100,000	990,000	704,000		550,000	440,000	330,000	
100,000㎡以上	別途見積							

◆ 複合建築物

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-5）

（税込）単位：円

	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
非住宅のみの複合建築物	表-4の①の料金	表-4の⑤から⑦の料金の合計
住宅と非住宅の複合建築物	（表-3の料金）と（表-4の①の料金）の合計	（表-3の料金）と（表-4の⑤から⑦の料金）の合計

（表-6）

併願申請A 一次エネルギー消費量を検討したもの	住宅性能評価（5-2）、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査のいずれかの申請がされた場合
併願申請B 断熱等性能のみを検討したもの	住宅性能評価（5-1のみ）、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査のいずれかの申請がされた場合
併願申請C 非住宅に限る	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、省エネ適合性判定のいずれかの申請がされた場合

※1 床面積が300㎡以上の場合は、見積とする。

※2 住戸のみの部分で300㎡以上となる場合は、見積とする。

※3 表-3について「M」は住戸のみの場合は評価対象住戸の数を示し、建築物全体の場合は1棟の全住戸数を示す。
また、「住戸」と「建築物全体」を共に申請の場合は、「建築物全体」の料金を適用する。

※4 表-3について1住戸のみの申請の場合は、表-1の料金を適用する。

※5 「併願申請A、B、C」とは、表-6の併願申請の図書（当社に申請したものに限り）が、BELS制度に係る評価用提出図書と同一の内容の場合または、同一の内容の部分を含む場合をいう。

※6 併願申請が建築物全体以外の場合は62,000円とする。

※7 ただし書きの建築物全体の料金加算について、住宅性能評価（5-2）を併願する場合は、表3の「建築物全体」から「住戸のみ」の差額を加算する。

※8 住宅（表-1～3）の変更申請料金は、初回申請時の料金の1/2の額とする。ただし、併願申請がある場合は初回申請時と同一料金とする。

※9 非住宅建築物の変更申請料金は、評価対象面積の1/2が該当する表-4内の面積の料金を適用する。

※10 複合建築物の変更申請料金は、見積とする。

※11 改修前後の評価を行う場合は、上記表の料金の1/2の額を加算する。

※12 評価書の再発行は1件6,000円とする。

※13 料金表の適用について、著しく不合理であると当社が判断した場合は別途見積とする。